

Title	英国炭坑争議の発展
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1927
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.21, No.1 (1927. 1) ,p.1- 31
JaLC DOI	10.14991/001.19270101-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19270101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本一

時事新報

日本一

曾て本報十二頁を發行した時事新報は
更に十四頁新聞の魁を致しました

購者の購費と共に購ての階級有らゆる趣味を満足
させる爲め紙面の拡充を感じたからであります

紙張大と内容の充實する

購を考ふれば一ヶ月定価

一圓の時事新報は

最善且つ最廉の新報

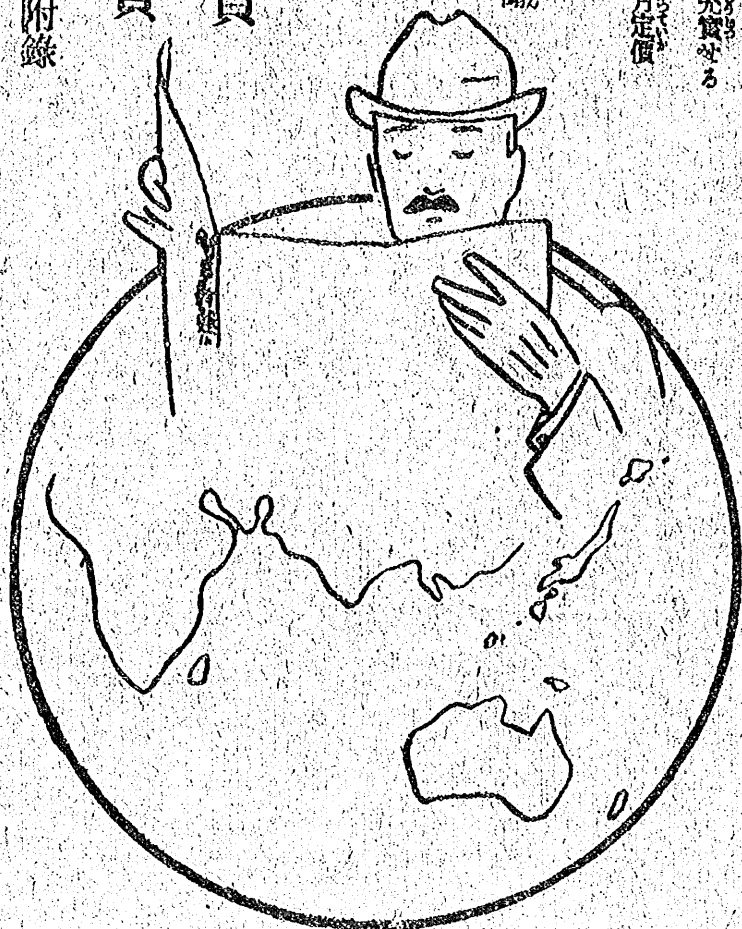
であります

□ □ □

朝刊—十頁

夕刊—四頁

外に毎週漫画附録



東京市橋本區 時事新報社 電話 東京四三九六 五九

三田學會雜誌 第二十一卷 第一號

英國炭坑爭議の發展

堀江 歸一

私は本誌第二十卷第七號(大正十五年七月發行)に於て「英吉利の炭坑井に炭業經濟」と題する一論文を掲げ、英國炭坑爭議の原因井に勃發以後の狀況を論述した。本論は之を承けて、其後に於て、爭議が如何なる經過を辿つたかを叙したものである。主として事實の材料としたのは勞働省發行の Labour Gazette であり、外に Economist, Statist, New Leader を参照して補正することに勉めた。唯十月下旬までの材料に據つた爲め爭議が如何にして結末に近づいたかを論ずるを得ざりしことを遺憾とする。

英國に於て、千九百二十六年四月三十日を以つて、坑主と坑夫との間に從來存在して居つた賃銀協約の期間満了し、之に代る可き協約を締結する一段と爲つて、兩

者の満足を得るが如き状態の下に、其成立を告げるを得なかつた結果、翌五月一日を以つて、諸地方の炭坑に於て、坑夫の業務を停廢する者相次いで起り、其數約百五萬人の多きに上つた一方に、坑主亦對抗的に工場閉鎖を實行し、茲に世人をして稀有の大爭議に接するに至らしめたのである。然しながら總罷業にしる、炭坑罷業にしる、必ずしも此時を以つて、直に開始されたのではない、勞働組合聯合會總評議會 (Trades Union Congress General Council) は實に五月一日付を以つて、現下進行中の爭議が解決されざる場合には、五月三日の夜半を期して、總罷業を爲す可き意思を表明したのであつて、同日右評議會書記は此旨を總理大臣に告知し、五月一日から同二日に至る間に於て、事件の協議を試みる可き意を通じたのである。随つて一部の人が英國の勞働者を目して、突嗟の間に總罷業を敢行し、斯くて社會に大なる騷擾を醸したとするの非難は實際に當らないと云へる。然らば右兩日の間に於て、坑夫組合執行委員會と政府との間に如何なる交渉が行はれ、又如何なる結果を告げたか、政府が一意坑夫に向つて、サミュール委員會の決議に服従し、然る後に之を基礎として、解決の途を求めやうと要請し、傍ら非常權限法の下に、萬一の變に處する準備を講じたこ

とは甚だしく坑夫側の感情を害し、坑夫は着々總罷業の準備に工風を凝した爲め、何等の交渉も遂に成立するに至らず、五月四日を以つて勞働組合聯合會の名の下に、總罷業が決行され、事件に關する交渉は一切を擧げて、右聯合會評議會に移されることゝ爲つたのである。而して始め政府は當該事件に對して、傍觀的態度を取つて、何等の手段に出でず、其靜かなること、林の如く、又森の如き感を世人に與へたが、五月十二日炭坑業調査委員會長サー、ハーバート、サミュールは評議會會長ビユー氏に向つて、妥協條件を提示した書面を送つた。サー、ハーバートの妥協條件として掲げたものは、

(一)炭坑業の狀況に關する協議は政府が適當の期間必要とする補助金を支給する條件の下に、再開されること、

(二)如何なる協議も坑主坑夫間に於ける單獨の交渉以外に、爭議を解決する方法を備へざる限り、有效のものとは考へられない、故に兩當事者の代表者に中立の人々を加へ、獨立の地位に居る人を委員長とする國民賃銀局を組織し、之に大なる權能を賦與すること、

(三) 石賃銀局に於ける當事者は總て事件に關する問題を提出し、同局の討議審査に付するを得ること、

(四) 炭坑業調査委員會の提示した斯業組織改革に伴ふ計畫が有効に採用される充分の保障の存せざる限り、從來の賃銀率に何等の改正を加へざること、坑夫の代表者を含む一の委員會を組織し、政府と協力して、立法上并に行政上の計畫に従はしめること、

(五) 以上諸點に關する協定成立し、現下の經營上に於ける困難に應ずる方法確立した後に、賃銀協約の成立に進むこと、

(六) 賃銀協約は(1)出來得べくんば、從來のものに比較して、簡單であり、(2)最低率の賃銀を供給されて居る者に對して、不利の影響を及ぼさず、(3)正規の勞働に服する勞働者に對して、如何なる事情の下に於ても、低減せしめるを許さざる賃銀の最低限度を設け、(4)新しき事情の生じた場合には、之に適應する爲め、賃銀局に於て、適宜の改正を施す諸點を骨子とすること、

(七) 失業坑夫を雇傭するを得る場合に、十八歳以上の勞働者を新に雇傭するを防

止する計畫を講ずること、

(八) 不經濟なる炭坑の閉鎖に依つて、失業する坑夫の爲め、(a)必要とする政府の援助に依つて、彼等の移動を謀り、(b)斯る移動行はれず、又代る可き職業に就く能はざる者の爲めに、或る期間若干の生活費を給與す可く、此給與は現行失業保險法の下に於ける失業惠與金の増額を以つてし、國庫は此増額に必要な釐金を負擔し、(c)移動した勞働者に適する新家屋の建築を急速にし、勞働組合聯合會は此點に於て協力すること

の諸點であつた。サー、ハーバート、サミュールの主裁する炭坑業調査委員會の報告が坑夫に取つて、甚だしく不満足のものであり、最近の爭議の勃發したことの如き、此報告に對する反感に依るものゝ少なからざるは、吾人の認める所である。上記サー、ハーバートの提案は委員會の報告に比較すれば、聊か坑夫の利害を尊重したと認められる節もなしとしないが、固より坑夫側をして満足せしめるものではない。然も政府が右調査委員會の報告に執着することは、殆ど常軌を逸したものと如くであつて、五月十五日總理大臣は坑主組合代表者イーヴアン、ウキリヤムス

氏并に坑夫組合聯合會代表者ハーバート、スミス氏に左の解決條件を含む書面を送致して、政府の意見を明にした。政府の意見たる、要するに炭坑業調査委員會の報告を根據として、爭議解決の手段を求めやうとするものであつて、其要點は左の如くである。

- 一、調査委員會の提議に従ひ、斯業の組織を改善し、其能率を増進する一切の方便を採用するものとする。
- 二、政府は本期議會に臨んで、合同に關する委員會の提案を實行し、礦區料徴收者に徴課金を賦課することを始めとして、諸多の法律案を提出し、委員會の提議に係る利益分配制度并に家族手當に就て研究する委員會を組織し、失業坑夫に扶助金を給與する計畫を編成する。
- 三、鑛業大臣の下に、炭坑業勸告委員會を設け、炭坑業調査委員會の提議を實行するに就て、如何なる段階を以つてす可きやの問題は此勸告委員會の議に付し、且つ此提議が實行されて、如何なる状態に居るかを調査することを以つて、右委員會の任務とする。

四、右に掲げた失業坑夫扶助の爲めに要する經費の外に、政府は炭坑業に對する補助金三百萬鎊を支出する。

五、或る週間を超へざる期間に於て、

- (1) 坑夫は總ての礦區を通じて、最低賃銀に若干分の減率を認め、(2) 坑主は右賃銀を維持するに必要な以上は、一月より三月に至る純益と同額の負擔を爲し、(3) 政府亦上記三百萬鎊を超過する補助金を支出し、以つて缺陷を充すものとす。

六、一方に賃銀局は坑主并に坑夫の代表者各三名宛を委員とし、外に一名の委員長を兩者に關係なき人から選び、斯業の状況を參酌して、各地方に於ける一般賃銀率并に勞働時間決定の基礎と爲る可き賃銀并に時間を決定せしめることとする。

二

右の諸條件は政府の意見である云ふ故を以つて、爭議當事者の重きを置く所と爲り、鑛業組合の中央委員會并に坑夫組合聯合會に於て、共に審議に付し、各地方

團體の意見をも質したのであるが、双方共に之を否決するに至つた。坑夫側の反對した所は從來に於ても適當なる生活標準を維持するに足らなかつた賃銀に對して、更に減額を加へやうとする首相の提案を不可なりとし、又賃銀局が國民的最小限度を廢止して、各地方に依つて、相違する最小限度を設けることを非なりとする二點であり、一方に鑛業協會は八時間労働制さへ復活すれば、労働者の或る者に何等の苦痛を及ぼさずして、石炭の生産費に著しき減縮を施すを得るのに、此點に毫末の注意を拂はざることを不満とすると共に、政府の提案中に炭坑業の組織改善を含むことを不可なりとするのである。即ち坑主は斯る組織の改善に依つて、何事の得られるものなく、却つて斯業を衰頹せしめる恐れありとし、他の諸産業に於ける如く、炭坑業を政府の干渉から自由にするは勿論強制仲裁からも自由にする可しとし、而して今日炭坑業を救ふ方便は一方に労働時間を延長して、他の一方に賃銀を引下げる外に、一の求められる可き道を見ないとし、二十世紀の今日に於て、極端に自由放任政策と私有財産權とを誇張し、寧ろ政府并に坑夫をして一驚を喫せしめるに終つたのである。事の當否なり、着眼點の如何なりは姑く措き、勞資兩

者が一齊に政府の提議に反對したことは政府をして問題の解決に向つて、一步を進めるに至らしめる所以と爲り、六月五日首相は曩に七時間労働制を確立した炭坑法の效力を一時中止し、必要な場合には、労働時間を八時間に延長すると共に、更に廣き見地から、兩者の交渉を進めしめる爲め、二個の法律案を議會に提出する意向であることを聲明したが、斯くて提出されたものは即ち炭坑法案と坑業法案とに外ならなかつた。前者は坑夫の労働時間を延長することを目的としたものである。即ち此點に關する從來の法規を見るに、千九百八年の炭坑制限法 (Coal Mines Act) に於ては坑夫は仕事の目的を以つて、又仕事に就き、又は其れから離れる目的を以つて繼續する二十四時間中八時間以上坑内に居る可からざること、其八時間は一組中の最後の坑夫が地上を離れて、坑内に入つた時から、同組中の最初の坑夫が地上に歸還した時に至る間であるとし、更に右法定時間は一曆年中の六十日間を限度として、坑主、代理人、支配人の權限を以つて、一日に付き一時間以内の超過を爲すを得ることを規定し、千九百十九年の炭坑法に於ては、八時間を七時間に短縮したのであるが、千九百二十六年の炭坑法案に於ては、前記千九百八年の法律中曩

に掲げた一曆年中の六十日間を限度とする文字を削除するのであつて、斯くて坑主は坑夫に對して、無制限に八時間労働を課するを得ることゝ爲るのである。而して此法律案は七月八日を以つて、制定公布され、此時を以つて、坑夫の労働時間は八時間に延長され、労働時間の點から云へば、正に大なる逆轉を來したものと云へる。一方に坑業法は炭坑に於ける仕事の能率を發揚し、炭坑の合併を獎勵し、労働大臣の許可した場合の外、無經驗なる十八歳以上の者の新に坑業に就くことを禁止し、坑主に利益分配制度を實施する權能を賦與する諸點を規定したのである。炭坑法は千九百二十六年七月七日を以つて、坑業法は同年八月四日を以つて、共に法律として公布された。若しも坑夫の側に於て、總て此法律に遵奉する態度に出でたならば、炭坑爭議も茲に解決の曙光を仰ぐを得たのであるが、坑夫側の立場から見れば、多年の努力に依り、又其間少なからざる犠牲を荷つて、漸く獲得するに至つた七時間労働制を廢棄せしめられるが如き、利害に於て、將た又感情に於て、忍ぶ能はざる所であつて、労働組合聯合會總評議會の如き、七月二日を以つて早くも政府の政策殊に労働時間の延長に對して、反對を集中す可き覺書を發表した。一方に炭

坑主の側に於ては、労働時間延長に關する立法の成立することを喜び、如何なる手段に依つても坑夫を慰諭懷柔して、事端を收拾しやうとし、労働時間を七時間から八時間に延長する苦痛は坑夫をして之に當らしめるが、坑主としては、今後三個月間以前の協定の下に、坑夫の收め得たと同額の賃銀を支拂ふ保證を與へる意を表明した者の多きを見たのである。然も八時間労働制に服従することは、坑夫年來の主義に反するの故を以つて、如何なる好餌も彼等の鐵石心を動かす能はず、政府の干涉に依る爭議の解決も殆ど水泡に歸するの趣きを生じた。

三

斯の如く法律の表面に於ては、炭坑業の労働時間制は七時間から八時間に延長されたものゝ、果して能く實行されるを得るかどうかは、一個の問題に屬する。蓋し八時間法は坑夫は勿論労働黨の反對に直面して、制定されたのであつて、坑主に對して、自己の意に適する解決の方便を以つて、目されるに過ぎない。而して上下兩院に於ける右法案の討論中、政府は此法案の性質の所謂免許的バクシングのものであることを明言した。果して然らば、此法律制定の後に於ても、八時間を限度として、其範

圍内に於て、實際の勞働時間が如何に定められる可きかは、一に團體契約に依るのであつて、所詮勞資孰れの側の力の強さに依つて決定されるものと云へる。而して今日諸外國に行はれる事例を以つてすれば、一の上部シレジアを除き、他に八時間と云ふが如き時間制を行ふものは、大陸諸國中に其事實を求め得ないのであつて、英國に於て之を一般に實行せしめやうとする坑主の態度に對して、坑夫の反抗するのは、必ずしも偶然であるとしなない。坑主にして坑夫組合の團體的勢力を無力のものたらしめれば兎に角、然らざる限り、斯る惡法の厲行されるが如き、其道を存せざるものと云へる。英國勞働者殊に年來勞働時間の短縮に努力し、着々成效を收め來つた坑夫の立脚地から考へれば、景氣不景氣の變に依つて、賃銀の高低することは、之を甘受する、不景氣時代に賃銀の低落することはあつても、他日の好景氣に際して、其騰貴することに望を繫いで之に忍ぶとしても、不景氣の故を以つて、勞働時間の延長されることに對しては、其産業進歩の大勢に反するの故を以つて、又一度び時間の點に於て喪失した地歩は、他日之を恢復するに困難であるの故を以つて、勞働者としては、懸命の力を以つて、反對せざるを得ざる所と爲るのである。

勞働時間の延長に關して、坑主は表面上勝利を占めたものゝ、此勝利をして實質的價值あるものたらしめるには、坑夫の之を遵奉することを必要とする。坑夫組合にして無力爲すなきに至り、加ふるに生活上の壓迫に依つて、如何に不利なる勞働條件にも服従せざる可からざる窮地に陥れば兎に角、然らざる限りは、此事の實現することは、容易に之を望むを得ない。隨つて八時間勞働制に依つて、坑夫を壓迫したことは、却つて坑主坑夫間の關係を硬化せしめたものとせざるを得ない。

斯く時局の漸く險惡と爲り來り、將來の豫測す可からざる狀態に陥つた際に、意外なる方面から、政府の爲めに、援助を致さうとしたものは、リッチフィールドの僧正を代表者とすする基督教々會の僧侶であつて、坑夫組合聯合會の代表者と協議を重ねた後、(一)千九百二十六年四月三日の狀況に於て、仕事に復し、或る解決を得て、之を全國的基礎とすること、(二)全國的解決は例へば四個月と云ふが如き、限られた時期に於て、之を達成せしめ、其達成を容易ならしめる爲め、政府に於て、補助金を下付すること、(三)一定期間の終りに臨み、當事者間に意見の相違あるときは、當事者双方

より成る聯合委員會は獨立の人士を委員長に任選し、委員長の下した解決に對して、服従することの諸項を骨子とする覺書を發表したが、政府は補助金を支出する點に於て、坑夫組合はサミュエル委員會の報告書に掲げられた諸計畫を採用する點に於て、共に反對の意見を持し、繼にダーラム、フォーレスト、オヴ、デキーン等少數の地方に於て、之を拒絶する執行委員會の所爲を非難する聲を揚げるに過ぎず、斯る僧侶の調停運動も遂に何等の効果を奏せずして、終りを告げることに爲つた。而して此際坑夫組合聯合會の意見を代表して、クック、スミスの兩氏が上記覺書に反對し、殊に其第三項に示された仲裁機關の決定は勞働時間の長短の如き問題に及ばざること、全國的協定以外の方法に依る解決の許容せらる可きものに非ざることの二點を明にしたのは、當時坑夫側の意氣の如何に旺盛であつたかを語る資料とするに足りるのである。

四

斯の如く坑夫の意氣は如何に旺盛であるとしても、罷業久しきに及んでは、坑夫の生活に打撃の加へられることは、已むを得ない。固より其間勞働組合は死力を

盡して爭議惠與金を支出したであらうし、又合衆國や露西亞の勞働組合から、物質的援助を致すものゝあつたことも事實であるが、罷業者の生活は次第に窮迫の狀に陥るに至つたのであつて、現に六月十一日發行の「ニユート、リーダー」誌を見るに、其表紙には坑夫の家庭生活の悲慘を語る寫實畫を掲げ、更に記事の内「坑夫の資金」と題する一項に於て、

坑夫は今や仕事場閉鎖の第六週目に入つた。多くの礦區に於て、彼等の貧弱なる資金は底を拂ふに至つた。勞働運動の大衆が坑夫の生活賃銀に對する闘争に援助を與へる道は唯一つあるのみである。彼等の兒童を扶助することは、實に吾人の特權である。露西亞の勞働者は現に彼等の爲す可き所を爲した。吾人にして外國人の爲した所に劣つて可なる道理があらうか。今や百萬の坑夫は彼等自身の勇氣の外、彼等を生かす可き何ものをも持たない、而して此百萬人に妻あり、兒女ありとすれば、生活せざる可からざる者の數は實に三百萬人の多きに上る。

と云ふ檄文を載せて、寄附金を勧誘し、又運動資金醸集の方便として、クック氏の總

罷業に關する小冊子賣却すること、ストランド劇場に於て音樂會を開催することを廣告して居る。罷業者の生活の窮迫し來れることは、歴々として之を見る可きであつて、斯くて彼等が次第に事件の解決に焦慮し、成る可く早く事端を收める希望を懷くに至つたのも、亦諒としなければならぬ。而して坑主側に於ては、千九百二十一年の炭坑爭議が十三週間を以つて、終局を告げた先例に基き、坑夫の抗爭し得る極度を以つて、十三週間とし、其時の來る七月末に於て、今回の爭議亦終熄の時期に近づくものと解して居つた。然も此希望は實現せず、纔にワーウキックシャー地方の小炭坑に於て、罷業緩和の形勢を認めるに過ぎなかつたのである。唯斯る徵候の其後に至つて、他の地方に蔓延したのは、掩ふ可からざる事實であつて、而して其時は實に八月中旬であつた。即ち同月十七日坑夫組合聯合會の代表委員は同會の執行委員に政府并に坑主に對して、直接に交渉を開始するの權限を認めた。但し其交渉に臨んで、斯くて生ずる協定が全國的のものであつて、地方礦區に就て、個別的協定を爲す可からざる制限が付せられて居り、此事は坑夫組合の當面の問題に對する決意の如何に鞏固であるかを示す一端と爲つて居るが、兎に

角坑夫側が交渉の結果として、成立する協定の如何に就て、考量しやうとする態度に出でたことは、事件の解決に一道の光明を與へるものと認められた。而して此際坑夫組合執行委員會は政府よりも、礦業協會の中央委員會と最初に折衝することとを以つて、事を定めるに賢明であると信じた爲めか、八月十九日午後を期して、兩者の間に會議を開くことゝ爲つた。此會議は單に一回の會合に於て、決裂したのであるが、會議の席上に於て、兩者の主張した所は最も端的に各自の立場を表明したと認めることが出來ると共に、世人をして決裂の已むを得ざることを諒せしめるに足りる。即ち坑夫側は(一)勞働時間の延長は必要でなく、全國的協定こそ必要であること、(二)炭坑業組織の改正された後に於て、賃銀問題を審議すること、(三)政府に財政上の援助を仰ぐの希望す可き所であること、この三點を主張したのに對して、坑主側は(一)罷業前に行はれた勞働時間や、賃銀は到底實行に堪へざるものであること、(二)全國的協定の如きは、全然問題と爲らざること、(三)政府の補助や、政治的干涉の望まじからざること、この三點を固執し、兩者の一方が著しく讓步せざる限り、協定成立の不可能なる事實を示した。八月二十一日發行の「エコノミスト」が其吐説

欄に於て「此圓卓會議の結果は兩當事者をして其欲するが如くに爲さしめたならば、一致點の承認される可きものに到達するを得ないと云ふことを信する人々に裏書を與へるに止まつた」と評したものの、誠に吾人を欺かないのである。事茲に至つたので、坑夫側は協議會決裂の事情を政府に報告すると共に、八月二十六日を以つて政府に對する直接交渉を開始した。然も坑夫側は以前の提案を主張するのみであつて、何等の新提案を爲さず、遂に政府代表者の一人たる大藏大臣チャーチル氏をして「政府は既に其態度殊に補助金問題に對する態度を明にした。今之より異なる方針を取る意嚮を持たない、故に常事者の孰れかに依つて、或る手段の講ぜられざる限り、事件の發展は遂に望まれない」と云ふに至らしめた。

五

斯く爭議の紛糾して、容易に解決を見ざる間に、ミッドランズ地方の炭坑に於ては、坑主と坑夫との個別的協定が進行し、炭坑中比較的順調の状況に居るものは、七時間半の勞働時間と爭議以前に行はれた賃銀支拂を條件として、坑夫を招き、坑夫亦生活の困難を脱する爲めに、之に應ずるの傾きがあり、南ウエールズの炭坑に

於ては八時間勞働制と爭議前の賃銀支拂を以つて、能く坑夫を復業せしめるに足ると稱する個々の炭坑のある一方に、斯る状況の生じた際に、復業希望者を保護して、復業の希望を果さしめるのが政府の任務であると解され、内務省は其目的を以つて、特に選拔された警官隊を或る方面に送致する準備の成れると云ふことは、坑夫組合に對して、刺戟を與へたと共に、坑夫組合をして警戒する所あらしめたに相違ないと思はれる。八月二十日發行の「ニュー・リーダー」誌が「今やボールドウキンは坑夫組合聯合會の到底破壊されざるものであること、強いて之を破壊しやうとすれば、國民的破滅を惹起するものであること、この道理を解したのであらう」と云つたのは、何處まで自信のある言であるか、疑の伴ふものなきを得ないのである。

斯くて坑夫組合聯合會は將來の方針を決定する爲めに、九月二日を以つて代表者會議を開催することとし、此會議は坑夫組合聯合會の執行委員會をして、炭坑業の爲めに、全國的協定を成立せしめるに必要な手段を取らしめることを議決し、同委員會は此議決に従つて、直に大藏大臣に向つて、坑夫組合と鑛業協會との會商を爲す機會を作り、大臣自ら此會議に出席することを求め、組合は炭坑業目前の必

要に應ずる爲め、勞働費を減却する目的の下に、新なる全國的協定に就て、交渉する準備を有する意あることを明にした書面を送つた。政府亦其意を諒として、鑛業協會に向つて、坑夫組合と會商す可き旨を勸告したが、鑛業協會は坑夫の雇傭條件に就て、地方坑主團體に代つて、之を論議し、協定する權限を有せざることを理由として、大藏大臣の提案を容れず、同大臣の斡旋に依り、九月六日坑夫組合聯合會の書面に就て、意見を交換する爲め、内閣の下に在る石炭委員會と會商することゝ爲つた。而して此會議に於て、大藏大臣は鑛業協會代表者に向つて、全國的協定の方法に依る解決の門戸の決して閉鎖せらる可からざることを力説した。チャーチル氏の所説を通じて、全國的協定に關する政府の意嚮を窺ふに、政府は此問題を以つて、單に形式上の事とするものゝ如くである。即ち九月上旬非常權限法繼續案を議する爲めに、召集された臨時議會に臨んで、チャーチル氏は此事に論及し、茲に全國的協定と地方的協定との問題があるが、斯の如きは要するに形式上の問題であつて、斯くて生ずる論争を調和せしめるに何等の困難あるを見ない。蓋し現下の問題を解決するには、總て地方の狀況に就て、留意し、然る後に全體に互つて、全國

的調査を経なければならず、全國的協定と云ふも、其範圍内に於て、地方の狀況が考量され、地方の施設が包含される可きであつて、兩者の融合される可からざる道理はない。全國的又は地方的協定と云ふが如き形式上の問題は、爭議解決の途上に置かれる可きものではないと論じた。即ち政府は全國的協定の問題を最も手輕に取扱ひ、成る可く之に接觸せざる態度に出でんとする趣きは明に看取されるのである。然も勞資双方の見る所は然るを得ない。即ち鑛業協會代表者ウキリヤム氏は之に答へて、坑主全體の意見の全國的協定に反對しつゝあること、協會としては、全國的協定の成立に歩を進める能はざることの二點を以つてし、漸く地方坑主の意見を徴することを以つて、政府の面目を全うせしめやうとした。然も地方坑主組合の意見として、九月十三日鑛業協會から、大藏大臣に致された書面に據れば、地方坑主組合が全國的協定に反對するのは勿論であつて、而して其反對の理由とする所は、全國的基礎に於ける協定は産業を政治と連結せしめ、純然たる産業上の問題に對する考察をして、經濟上の領域から遠ざからしめ、産業に従事する者の平和と繁榮を傷け、最近の實驗に徴すれば、社會全體に有害であつたと云ふ深き

信念に基くものに外ならないのである。

六

右の機會に於て、大藏大臣チャーナル氏の勞資兩者の間に立つて居中調停を試みた態度の眞摯であり、熱心であつたことは、幾多の事實の證明する所であつて、畢竟政府が炭坑爭議に危険性あることを認め、此程度に於て、解決を見ざれば、將來に禍を及ぼすものゝ大なるを認めた結果であると解される。然も此際に解決の方法を誤まり、遂に千九百二十六年十一月の頃に至つて、尙ほ完全なる復業の狀態に至らざることは、英國の爲めに、惜むに餘りありとす可きである。而して如上の經過から、爭議解決の殆ど全責任が政府の肩上に落下し來つたことは、掩ふ可からざる所であつて、斯くて九月十六日の開議に於て、此事件が協議に上り、翌十七日首相は一方に鑛業協會の會長と、他の一方に坑夫組合聯合會の役員と會商した上、左の如き書簡を坑夫組合代表者に交付した。

九月三日付書簡を以つて、貴組合は現下の爭議を解決する爲め、政府代表者立會の上、坑主と會商する希望を有すること、又解決に關する協議は産業の目前に於

ける必要に應ずる爲め、勞働費の節約を基礎として、開始せらる可きものであることを告知された。充分なる審議を遂げた後、政府は之を以つて鑛業協會と協議を開始する條件とするに足りることを信じたのであるが、協會は勞働時間并に賃銀問題に就て、勞働組合聯合會と協議し、且つ全國的協定を爲すことに對して、最も強硬なる態度を以つて、拒否し來つた。故に今や右の如き會商を兩當事者間に開くことは、政府の權限を以つて、如何ともする能はざる所と爲つた。然しながら鑛業協會の聲明する所に據れば、各地方の坑主は全國的協定の下に行はれんとする根本原則を遵奉する意思を有すると云ふことである。然らば満足なる解決は地方的決定に全國的監督を加へた形態に於て、得られるや考へられる。若しも坑夫にして、産業の經濟的事實に直面し、地方に行はれる豫備的解決に基いて、仕事を開始する意思を有するとすれば、政府は是等の原則を立法とする手段を取るに吝なるものではない。

茲に於てか坑夫組合聯合會の執行委員會は九月二十、二十一の兩日に互つて、首相の書簡に就て審議を凝し、結局二十一日に至つて、左の如き答辯書を發表し、一方

に政府の方針に矛盾あることを指摘すると共に、他の一方に首相の意見に駁撃を加へたのである。

今回政府に依つて公表された政策は時局に重大なる影響を及ぼすものであつて、政府が此政策を變更せざる限り、炭坑業の爭議は徒に遷延せざるを得ないであらう。曩に大藏大臣は吾人に寄せた書面に於て、最も明瞭に政府が全國的交渉并に全國的契約を可なりとし、又イーヴアン、ウキリヤムス氏に寄せた書面に於ては、解決條件の一には罷業を早く終熄して、復業を促進する爲め、或る廣汎なる原則を決定するに就て、全國的會商を爲す必要ありとし、炭坑夫組合聯合會亦之に答へて、勞働費節約の目的を以つて、全國的會商を試みる可き旨を以つてしたのであるのに、政府は突然此意見を棄て、全く反對の性質を有する案を提示し來つた。此案にして成立したならば、炭坑業委員會が必要であるを認め、又大藏大臣が裏書した原則即ち全國的交渉并に全國的協定の原則は廢棄されるに至るのである。

今、政府は吾人に向つて、各地方に於ける坑主の命ずる條件の下に、坑夫をして仕事に復せしめることを求めやうとする。炭坑地方中、仕事停廢以前の勞働時間の維持されて居る地方に於ては、坑夫は如何に坑主の課する條件が不條理なるものであつても、國民的權能に依る何等の保護を蒙るを得ないし、他の地方に於ては、地方協定に依つて定められた條件に對しては、仲裁々判に抗告する道があるが、此裁判の構成法は未だ政府の示す所と爲らない。二個月前政府は鑛業協會の陳情に従ひ、七時間勞働制の權利を坑夫から奪取する法律を制定し、今又同方面の陳情に従ひ、其政府の宣言した所に反するに拘はらず、全國的交渉并に全國的協定を廢棄しやうとする。斯の如きものに對して、坑夫組合は政府の深き考量に成れる所說であることを信じない。吾人は敢て無用の抗爭を望む者ではないが、坑夫をして地方的協定に復舊せしめることを強ゆる爲めに、仕事の引續いて停廢される場合には、其責任は政府并に坑主の肩上に存すること認めるに躊躇しない。

今日に於ても、坑夫組合聯合會は九月三日聲明した、産業の目前に於ける必要に應ずる爲め、勞働費の節減を目的とする全國的協定を成立せしめる交渉を開始

することを希望する。蓋し全體としての産業を支配する共同的協定の存在せざる場合には、比較的繁榮なる地方の標準が劣等なる地方の爲めに、覆される危険あるのみならず、中央團體の指導なくして、二十四の地方をして個別的に協定を行はしめたならば、徒に衝突を滋からしめるに至るであらう。

右に掲げた諸多の議論に徴すれば、英國の炭坑業に於ける當面の問題は勿論、稍や將來に亙る問題を解決するに就て、坑夫組合聯合會が全國的協定の方策を主張し、之に固執することの頗る熱烈であることが窺はれる。元來此事たる、戦時石炭政策の下に、政府が全國の炭坑區域を通じて、或る程度の統一を付することゝ爲つてから、坑夫に大なる刺戟を及ぼしたのであつて、爾來坑主は各炭坑區域に就て、個別的に賃銀を決定しやうとするに對して、坑夫は全國的に之を決定しやうとする希望を懷くに至つたのである。現に千九百二十年十月の炭坑罷業に際して、賃銀問題は炭坑業の收める利益に徴し、又餘剩利益の如何に取扱はれる可きものであるかの原則を考へ、千九百二十一年三月以前に案を具して、政府に通告すると云ふ條件の下に、一時的解決を告げ、右の時期に到來して、愈々賃銀問題を解決すること

ゝ爲るや、坑主は以前の地方的基礎に置かれた賃銀制に復歸しやうとするに對して、坑夫は政府管理の下に於けると同じく、全國的プールの繼續并に全國的賃銀の決定を主張し、兩者の議の合はざる爲め、四月一日から、七月四日に亙つて、事業の休止を招き、其解決條件に於て、坑夫は全國的賃銀決定に關する要求を撤回せざる可からざる破目に陥つたが、尙ほ賃銀決定の機關として、全國的裁定局(National Board)と地方的裁定局(District Board)とが設けられ、更に全國の賃銀を成る可く畫一的のものたらしめる一助として、政府から若干の補助金の交付される制度確立し、一方に坑主の收得する利益金に對して坑夫をして参加せしめる方法講せられ、斯く坑夫の要求の或る程度まで貫徹され、賃銀に關する全國的協定に向つて、次第に歩を進めるに至つたのである。

七

賃銀の全國的協定に關する來歴以上の如くであるとすれば、坑夫組合聯合會が此機會に臨んで、之に固執するは、敢て怪むに足らない。然るに政府は坑主側の意を承けたものか、賃銀の全國的協定に對しては、全然耳を藉すの餘裕を持たない、現

に十月六日首相秘書官が首相の命に依つて、坑夫組合聯合會執行委員に寄せた書面に據れば、政府は單に暫定的に地方協定を行つて、以つて仕事を復舊せしめ、其協定の當否は全國的仲裁々判に於て、之を決定せしめ、爲めに必要なる法律案を議會に提出しやうとするのみであつて、此以上には一步を進めない。而して坑夫組合聯合會が斯る方針を以つて姑息の甚だしきものであるとして、之に賛成しないのは勿論であつて、斯る政府、坑主、坑夫間の關係は爭議開始後六個月を経て、如何ともする能はざる状態に陥り、爭議をして空しく其繼續する儘に任さしめるに至つたのである。

炭坑業に於ける狹義の經濟的問題として、考へるときは、坑主が地方的協定を主張する理由は充分に了解される。即ち個別の地方的協定は各々分立する坑區の負擔能力を基礎として、賃銀を決定する次第であるから、貧瘠なる坑區であつても、其貧瘠なる程度に應じて、尙ほ存立する餘地の見出されるに反し、全國的協定を以つてするときには或る坑區は此協定に伴ふ負擔に堪へる能はずして、閉鎖の已むを得ざるに至ることなしとしない。斯くて坑主は地方的協定の下に、存立するを得

る或る坑區の全國的協定の下に、閉鎖されるに至る影響を擧げて、後者の坑夫其ものに不利であることを指摘して、以つて自説を實現する資料に充てやうとするのである。此議論たる、一應の道理あるやに思はれるかも知れないが、吾人は直に其然るを信するを得ない。勞働條件の協定を地方的にするか、全國的にするか、孰れを以つて可なりとするやの問題は孰れに依つたならば、永久の性質を發揮して、能く斯業の平和を維持するを得るかと云ふことを以つて、判斷の要點としなければならぬ。而して此事は當事者双方の協定條件に對して、之を公正として承諾することの如何に依るのである。鑛業協會と坑夫組合聯合會との間に、此機會に於て、自由の交渉が公開的に行はれたならば、永久の平和を齎すに有利なる雰圍氣の下に、協定を成立せしめるを得るが、之に反して坑主が飽くまでも地方的交渉に固執したとしたならば、此事たる、坑夫に向つて、降服を強ゆるものであつて、彼等の屈從は之を見るが、眞正の解決は遂に求められないのである。斯の如きは坑主に取つては、或は其快とする所であらうが、炭坑業のみならず、一般の産業に於ける勞働者に對しては、大なる苦痛であり、彼の階級戰爭を誘發する者の如きは、取つて以つ

て恰好の資料とするであらう。地方的協定を可なりとする坑主は之を以つて全體の爭議をして政治から分離せしめる方便であるとするが、今日に於ては、斯の如きは現在の事實に對して、餘りに隔絶した事柄であるとするの外はないのである。

斯の如く坑夫組合聯合會の爭議解決の條件とする目標の頗る明確なるものあり、一意之に向つて、突進しつゝある間に於て、十月初旬前後から、彼等の爲めに、憂ふ可き兆候として、目されるのは、罷業者の一部が坑山に歸還して、仕事に就くの一事である。固より是等復業坑夫の内には、當初から罷業に反對して居つた者もあり、彼等の多數が歸還し盡し、残る者は所謂 “Die-hards” (英國議會改革に頑強に反對した一部貴族の綽名) として、當初の目的に猛進し、自ら坑夫の分野を明ならしめるかも知れないが、斯る裏切り者の生ずることの多ければ多いだけ、坑主をして乗ずる間隙を見出さしめ、斯くて罷業の効果を消失せしめる掛念なしとしない。現に十一月上旬新聞紙の記事に據れば、復業した坑夫の數は罷業者總數の百萬人に對して、三十萬人に當り、斯くて世人をして同盟罷業は早くも其三分の一を終了したと稱せしめた所以である。英國坑夫の爲めに、恐る可き所は實に此一事に在ること云はざるを得ない。随つて

坑夫の間に、斯る裏切り者の輩出することを多からしめやうとして、坑主側が陰險なる手段を縦にしたことは、勞働運動史上に於て、特筆す可き所であつて、現にツウキツクシャー地方の如き坑夫の團結力の比較的薄弱なる所に於ては、坑主は之に乗じて坑夫に千九百二十六年四月の標準以上の賃銀を支拂ふとか、其支拂を几個月間保證するとか、七時間勞働制を實行するとか、種々の好餌を以つて、罷業者を釣り寄せ、斯くて坑夫の團結力を破壊しやうとし、外部に於て、坑主と氣脈を通じて、之を助ける者亦少なしとしなかつた。クツク氏が或る時憤激し、家主、商店主并に警察官は總て坑主に味方して居る者であつたのは、即ち此般の事情を語るものであつて、一方に坑夫側の裏切り者抑制又は引戻し運動と共に、世人の注目を惹いた所と爲つたのである。